

---

 研究論文
 

---

## 契約条件の変更と破綻処理の比較

門田 伸一\*

2007年09月24日投稿

2008年02月25日受理

## 概要

第156回国会において保険業法の一部改正が行われた。従来は経営破綻処理の過程においてのみ許容されていた契約条件の変更を、継続企業を前提として可能とするものである。破綻処理は透明性が高いものの、企業価値が清算価値により評価されるために損失が拡大する可能性が避けられない。処理時点の全契約者に類が及び、早期適用には限界があること等が指摘されている。一方、契約条件の変更は権利の縮減に下限が設けられるため、必ずしも全契約者が対象とはならないこと、変更対象が保険契約者に限定される等幾つかの点で、破綻処理と根本的に相違するものとなっている。本稿では、破綻処理に限定されていた従前に対し、当該制度の新設が保険者の行動及び保険契約者の利益に如何なる影響を及ぼしたのかをリアル・オプションの視点より確認する。

キーワード：非完備市場、派生証券価格評価、リスク管理、保険数理

## 1 序論

平成15年7月18日、第156回国会において保険業法の一部改正が行われ、「契約条件の変更」が新設された。運用利回りが予定利率を下回る当時の状況を踏まえて、生命保険会社が完全な破綻に陥る前の段階で予定利率を引き下げ、それにより保険金額の削減等保険契約上の保険契約の権利縮減することを可能とするものである\*1。

契約条件の変更は契約者に対して不利益な変更を許容するものであり、保険者による権利行使は決して望ましい事態とは考えられない。然るに、破綻処理に限定されていた従前と比較すれば、当該制度の設立は否定されるものではない。平成15年6月10日の第156回財務金融委員会における正田文男参考人の発言が参考となる。

第一の指摘は資産評価基準の差異である。破綻処理では清算価値が基準となることに対し、継続企業を前提とする契約条件の変更では処理に伴う評価減が発生しない。第二の指摘は契約者の負担の差異である。破綻処理では全ての契約者が責任準備金を10%削減されることに対し、契約条件の変更では責任準備金の削減は行われない。加えて、予定利率の引下げ水準にも下限が設けられていることから、負担を強いられる契約者は限定されることになる。ただし、契約条件の変更においては、経済的な負担が契約者に限定されるということには留意すべきであろう。第三の指摘は時間的制約である。破綻処理は司法介入を前提とする破産制度であるために、早

---

\* 野村証券株式会社フィデューシャリー・サービス研究センター / 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業科学専攻博士後期課程 / 〒100-8130 東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネット大手町ビル E-mail: smonden@ics.hit-u.ac.jp

\*1 山下友信 [2005].